

# 合格答案作成講座 オリジナルテキスト・教材

問題集・論証集・定義集  
の3つのツールで  
実践力を養成する!

「定義集」で知識を整理し、「論証集」  
で論点の理解を深めます。そして、「問  
題集」で実践的な答案の書き方を習得  
します。



LEC LAW EDUCATIONAL PROGRAM

合格答案作成講座・問題集・刑法

以下の事例に基づき、Vに現金50万円を振り込ませた行為及びD銀行ATMコーナーにおいて、現金自動払出機から現金50万円を引き出した行為について、甲、乙及び丙の罪責を論じなさい(特別決断の点を除く)。

1 甲は、友人である乙に誘われ、以下のような銀行を繰り返していた。  
①乙は、銀行を行うための部屋、携帯電話及び他人名義の預金口座の預金通帳、キャッシュカード及びその暗証番号情報を準備する。②乙は、銀行当日、甲に、その日の銀行に用いる他人名義の預金口座の口座番号や本人名義を連絡し、乙が振り込んだ現金引出し後、同口座のキャッシュカードを交付して暗証番号を教える。③甲は、乙の準備した部屋から、乙の準備した携帯電話を用いて電話会社発行の電話番号から抽出した相手方電話をかけ、その息子を誘い、交通事故を起こして示談金を要求されているなどと嘘を言い、これを信じた相手に、その日乙が指定した預金口座に現金を振り込ませた後、振り込まれた金額を乙に連絡する。④乙は、振り込まれた金額を現金引出し後に連絡し、現金引出し後は、上記キャッシュカードを使って上記預金口座に振り込まれた現金を引き出し、これを乙に手渡し。⑤引き出した現金の7割を乙が、3割を甲がそれぞれ取得し、現金引出し後は、1万円の目当を乙から受け取る。

2 甲は、分け前が少ないことに不満を抱き、乙に無断で、自分で準備した他人名義の預金口座に上記同様の手段で現金を振り込ませ、その金額を自分のもののようにと判断した。そこで、甲は、インターネットを通じて、他人であるAが既に開設していたA名義の預金口座の預金通帳、キャッシュカード及びその暗証番号情報を購入した。

3 某日、甲は、上記1の銀行を繰り返す間に、上記2の計画に基づき、乙の準備した部屋から、乙の準備した携帯電話を用いて、上記電話番号から新たに抽出したV方に電話をかけ、Vに対し、その息子を誘い、「母さん、俺だよ、どうしよう、俺、お酒を飲んで車を運転して、交通事故を起こしちゃった。相手のAが、『示談金50万円をすぐに払わなければ事故の事を警察に言う。』と言ってうんざり、警察に言われたら逮捕されてしまう。示談金を払えば逮捕されずに済む、母さん、頼む、助けてほしい。」などと嘘を言った。Vは、電話の相手は息子であり、50万円をAに払わなければ、息子が逮捕されてしまうと信じ、50万円をすぐに準備する旨を答えた。甲は、Vに対し、上記A名義の預金口座の口座番号を教える。50万円をすぐに振り込んで上記携帯電話に連絡するように言った。Vは、自宅近くのD銀行C支店において、自己の所有する現金50万円を上記A名義の預金口座に振り込み、上記携帯電話に電話をかけ、甲に振り込みを済ませた旨を連絡した。

4 上記振り込みの1時間後、たまたまVに息子が電話をかけ、Vは、甲の前でこの

合格答案作成講座・問題集・刑法

出題趣旨

本問は、乙と共に繰り返した詐欺を繰り返していた甲が、利益を独占するため、乙に無断で、それまでと同様の方法で別の被害者をだまし、現金50万円を甲が予めキャッシュカード等を入手していた他人名義の預金口座に振り込ませることに成功し、甲からの連絡を受けた丙が、同口座から現金を引き出すこととしたが、直前に同口座が凍結されたため引出しが失敗に終わったという事実を素材として、事実を的確に分析する能力を問うとともに、詐欺罪の客体、実行行為及びその既遂時期、共謀共同正犯の成立要件、窃盗未遂罪の成否等に関する基本的理解とその事例への当てはめが論理的・一貫性を保って行われているかを問うものである。

POINT 1 「問題集」には厳選された良問を収録

事案分析能力、論点抽出能力を高める

問題集には、旧司法試験、司法試験予備試験、法科大学院入試の過去問、LECオリジナル問題の中から、厳選された良問を収録しました。問題演習を繰り返すことにより、事案分析能力、論点抽出能力を高めることができます。

予備試験論文過去問 全問収録

POINT 2 実践的な解答例を見開きで  
一覧できる!

メリハリのある答案の書き方を学ぶ

限られた試験時間内に、出題の意図を読み取り、合格に必要な十分な答案を書くためには、各論点の重要度に応じてメリハリをつけた論述をすることが大切です。そこで、全問題について、メリハリを意識した実践的な解答例を付しました。また、各論点への言及率を一覧して比較することができるよう、解答例は見開きで掲載する工夫をしています。

合格答案作成講座・問題集・刑法

平成25年度司法試験予備試験 刑法 参考答案

第1 Vに50万円を振り込ませた行為

① 甲の罪責  
② 1項詐欺罪(246条1項)が成立するから、  
③ 1項詐欺罪が成立するためには、欺く行為、相手方の錯誤、錯誤に基づく交付行為、財物の帰属という4つの要素がそれぞれ充足要件を有していることが必要である。  
ア 欺く行為とは、被害者の処分行為の判断の基礎となるような重要な事実を偽ることであり、  
イ 本問では甲が嘘を信じ50万円を振り込んでいるから、甲の欺く行為は上記要件に当たっている。  
ウ もっとも、A名義の預金口座の取引印形を譲渡されたため、50万円は引き出されなかった。そのため、Vが現金のみを手にした状態のA名義の口座であるが、甲は、この口座の預金通帳、キャッシュカード及びその暗証番号という口座から現金を引き出すために必要な物や情報を

● 1項詐欺罪

● 共謀共同正犯

● 最大判昭和16.10.29(刑集1巻7頁) [第7頁] (55)

合格答案作成講座・問題集・刑法

が振り込んだという点で、乙が用意した他人名義の預金口座の預金通帳やキャッシュカード等を用いて行うという他の取引とは性質が異なる。そこで、甲の取引が乙との共謀の範囲に含まれるか問題となる。  
② 前述の判例は乙が金銭利益を貪る目的に犯し、当時の共謀と取引行為の間に因果関係が認められれば、共謀の範囲内といえ、他の共謀者が責任を負うことになる。  
③ 甲は他人名義の預金通帳等を自ら用意している。しかし、甲は、乙の準備した部屋から、乙の準備した携帯電話を用いて、乙が準備した電話番号から電話を掛け、乙と共謀していたのと同じ手口で取引を行っており、目的の共謀と取引行為の間に因果性がある。また、甲は乙と共謀して振り込め詐欺を行う機会に自ら準備した手口を用い、当該の共謀による行為との関連性が認められる。したがって、甲の取引は当時の共謀の範囲内といえる。また、電話の通話料、甲は取引行為を行っている(52)。  
④ 以上より、乙には1項詐欺罪の共謀共同正犯が成立する。  
第2 現金自動払出機から50万円を引き出すとした行為

● 窃盗未遂罪

● 不法侵入の凶器  
● 凶器所持罪(26.10.16/百選1[第7頁] 58)

# 答合格講座オリジナルテキスト・教材

合格ナビゲート

カリキュラム

テキスト

専任講師陣

受講スタイル

フォロー

自修要項作成簿・論議集・判例

### 第5章 共犯

#### 1 共同正犯

**【問題】**

共同正犯が「すべて正犯とする」とあるのは、なぜか。

**【解答】**

本号が「すべて正犯とする」としているのは、各共同者が犯罪共同の故意を以て実行行為を行い、結果を共同した場合には、各共同者の行為と結果との間に因果的・心理的関与が認められるからである。

**【問題】**

共同正犯の成立要件が「すべて正犯とする」とあるのは、なぜか。

**【解答】**

共同正犯の成立要件が「すべて正犯とする」とあるのは、各共同者が犯罪共同の故意を以て実行行為を行い、結果を共同した場合には、各共同者の行為と結果との間に因果的・心理的関与が認められるからである。

自修要項作成簿・論議集・判例

大東亜商事が主として被害者である。

**【問題】**

大東亜商事が主として被害者である。

**【解答】**

大東亜商事が主として被害者である。

## POINT 3 「論議集」は判例・通説ベースで一貫!

**膨大な論証群をわかりやすく整理**

大前提となる基本論点と関連する重要論点を区別して記載し、膨大な数にのぼる論証群をわかりやすく整理しました。ラインマーカーなどで印をつけたり、下線を引いたりして、キーワードやロジックの流れを押さえるようにしてください。

## 過去問・判例へのアクセスに役立つ欄外情報

欄外には、論点理解を一層深めていただくために、関連知識、関連過去問、関連判例を記載しています。また、各論点が体系上どこに位置づけられるかを意識しながら学習していただくため、定義集とのリンク表記を付しています。

自修要項作成簿・定義集・判例

### 第3章 狭義の共犯

#### 1 狭義の共犯

**【問題】**

共同正犯が「すべて正犯とする」とあるのは、なぜか。

**【解答】**

共同正犯が「すべて正犯とする」とあるのは、各共同者が犯罪共同の故意を以て実行行為を行い、結果を共同した場合には、各共同者の行為と結果との間に因果的・心理的関与が認められるからである。

自修要項作成簿・定義集・判例

大東亜商事が主として被害者である。

**【問題】**

大東亜商事が主として被害者である。

**【解答】**

大東亜商事が主として被害者である。

## POINT 4 「定義集」で効率的な知識の整理・定着!

**論文式試験に役立つ知識を網羅的に掲載**

定義、趣旨、要件、効果など、論文式試験で直接問われる知識を網羅的に掲載しています。また、必ずしも論文式試験では直接問われることのない知識であっても、問題を検討する際の思考過程役に立つであろう知識については、積極的に取り上げています。

## 論議集との完全リンクで復習効果をアップ

効率的な知識の整理・定着を図ることができるよう、語句や事項を記載した左欄の網かけ部分には、**【定義】**、**【趣旨】**などのマークを付記しました。また、語句(事項)の定義や制度の趣旨は論文式試験において具体的などのような形で問われるのかを意識しながら学習していただくため、欄外には、論議集とのリンク表記を付しています。

## 短答合格講座オリジナルテキスト・教材

### 問題と解説を体系別に学習できる!

平成23年～最新年までの司法試験と予備試験の過去問を系統別に学習することができます。正答率を参照しながらメリハリをきかせた予習復習が可能です。

平成23年 司法試験・予備試験/民事/刑法

第1問	【記号2点】	正答	1
-----	--------	----	---

Aが19歳で、義理に関する男性であること前提として、次のアからエまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ア. Aがその義理者から営業を行うことを許可された後に義理者の同意を得ずに売買契約を締結した場合には、その売買契約がその義理者に無効となる。Aは、その売買契約を取り消すことができる。

イ. Aの義理者が、新築建設のアルバイトによりAが得る金銭の半分をAに貸していた場合において、Aがそのアルバイトによって得た金銭で自乗車を購入したときは、Aがその売買契約を締結する際に義理者の同意を得ていないときであっても、Aは、その売買契約を取り消すことができる。

ウ. Aがその義理者の同意を得ずにAの親に金銭を貸した場合であっても、Aは、その認知を取り消すことができる。

エ. Aが精神上の障害により事理を弁別する能力を欠く状況にある場合でも、Aが成年に達するまでは、家庭裁判所は、Aについて後見開始の審判をすることができない。

オ. Aが相続によって得た財産から100万円をBに贈与する旨の契約を締結した後にBが死亡した場合において、Bに贈与した贈与物であることが判明したとしても、Aが贈与の撤回について義理者の同意を得ていない限り、Aは、贈与の撤回を取り消すことができる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. オエ

平成23年 司法試験・予備試験/民事/刑法

第1問	【記号3点】	正答	1
-----	--------	----	---

ア. 一般又は数種の業務を営まれた未成年者は、その業務に関しては、成年者と同様の行為能力を有する。(第11条) したがって、許された業務に關し、未成年者は、法定代理人の同意を得ない限り、取り消すことができる(第11条)。Aは、許された業務に關し、未成年者の業務の同意を得ずに締結しているため、第2項により、その売買契約を取り消すことができる。よって、売買契約を取り消すことができる。

イ. 未成年者が目的を定めずに処分した財産は、未成年者が自由に処分することができる(第11条)。未成年者が、新築建設のアルバイトよりAが得る金銭の半分について、目的を定めずにAに貸していたといえる。したがって、Aは、その売買契約を取り消すことができる。よって、本肢は正しい。

ウ. 未成年者の同意を得ない限り、未成年者の同意を得ない場合であっても、その法定代理人の同意を得ない限り(第11条)。したがって、Aがした行為は、Aが親権者の同意を得ない限り無効である。取り消すことができる。よって、本肢は正しい。

エ. 後見開始の審判の決定は、後見人の職責により事理を弁別する能力を欠く状況にある者(第17条)とされているが、それ以外の契約は、未成年者について後見開始の審判がなされることもありうる。したがって、後見開始の審判がなされたとしても後見開始の審判を受けることができない。よって、本肢は正しい。したがって、後見開始の審判を受けることができない。よって、本肢は正しい。

【参考文庫】民法11条、17条

オ. 未成年者が「業」に従事する、又は職務を免除する法律行為をする場合は、法定代理人の同意は不要である(第11条)。したがって、未成年者による贈与(第18条)は、業に従事する行為に当たらない。したがって、Aは、義理者の同意を得ない場合であっても、Aが行った贈与物にない限り、贈与を取り消すことはできない。よって、贈与の撤回を取り消すことができる。よって、本肢は正しい。

【参考文庫】民法11条、18条

以上より、正しい肢はイとウであり、正解は3と5となる。